

島根県薬剤師奨学金返還助成事業 Q&A

1 助成対象者 Q&A

1) 助成対象者について

- Q.1 県外出身ですが助成対象になりますか。
A 県外出身者でも助成対象になります。
- Q.2 県外に在住しながら県内の医療機関等に勤務する場合、助成対象になりますか。
A 県内に定住することは助成の要件ではありませんので、助成対象の認定申請は可能です。
- Q.3 既卒者ですが、薬剤師免許を有していません。今後、取得見込みですが、助成対象になりますか。
A 助成対象になります。
- Q.4 既卒者ですが、助成認定を受けるにあたり年齢制限はありますか。
A 年齢制限はありませんが、奨学金の返還残額があることが要件となります。
なお、卒後、相当年数を経過しており、返還残額が少ないなど、助成期間が非常に短くなる場合は、書類選考の結果、助成対象外となることがあります。
- Q.5 対象企業での雇用形態は、パートや嘱託職員でも対象になりますか。
A 対象になりません。正規職員のみが対象となります。
- Q.6 既に対象事業者から内定をもらっている場合でも申請可能ですか。
A 既に内定をもらっている場合は申請できません。
この助成制度の目的は県内で就業する薬剤師を増加させることであり、既に県内で就業している薬剤師を支援するための制度ではありません。既に内定済みの方は、この助成制度によらずとも県内就業に至っているため、本制度の対象外となります。
- Q.7 助成対象者となった場合、他の企業への就職活動に制限はありますか。
A 一切制限はかかりません。
なお、対象事業者以外の企業に就業した場合、助成認定は取り消しとなります。
- Q.8 他の奨学金返還助成制度や補助金制度との併用は可能ですか。
A 市町村等から、本助成金と趣旨や対象を同じくする助成金の交付を重複して受けることは認めていません。認定後、他の奨学金返還助成制度等を利用する場合は、速やかに県に報告してください。
- Q.9 薬剤師国家試験に不合格となった場合は認定が取り消しとなりますか。
A 認定は取り消しとなります。助成対象者の認定期間は卒業した年の6月末までですので、薬剤師国家試験に不合格となった場合は、認定期間中に薬剤師免許を取得することはできないため認定取り消しとなります。
- Q.10 既卒者で、県内の医療機関等に勤務していますが、助成対象者になりますか。
A 申請時点で現に県内の医療機関等に勤務されている方は申請できません。

- Q.11 在學生で薬剤師免許を取得していませんが、助成対象者になりますか。
- A 対象者になります。在學生の場合は免許取得「見込み」として助成対象者認定申請を受けてください。
- Q.12 既卒者として助成対象者の認定を受けましたが、助成対象の要件である「翌年6月末までに対象医療機関等に就業」ができなかった場合、認定は取り消しとなりますか。
- A 取り消しとなります。既卒者の場合、助成対象者の認定期間は認定を受けた日の翌年6月末までですので、それまでに就業できなかった場合は、認定取り消しとなります。
- Q.13 「その他知事が適当と認める奨学金」とは、どのような奨学金が対象となるのでしょうか。
- A 地方公共団体などが創設している奨学金が対象となります。
- Q.14 助成対象者に認定された後、大学等を留年、休学、停学した場合はどうなりますか。
- A 認定を取り消します。
- Q.15 助成対象者の認定を取り消された場合、再度、認定を申請することができますか。
- A 知事が認めたときは、再度、認定の申請をすることができます(認定申請回数の制限はありません。)

2) 助成金の額・助成期間について

- Q.1 助成金の額はいくらになるのでしょうか。
- A 対象事業者である医療機関等に正規雇用として就業した時点で返還していない奨学金の借入残高です。
ただし、288万円を上限額とします。
- Q.2 助成月額はいくらになるのでしょうか。
- A 助成月額＝(助成金の額)÷12ヶ月÷(奨学金の返還年数(最長12年))です。
ただし、2万円を上限とします。
- 例① 奨学金の借入残高が700,000円、奨学金の返還年数が10年の場合
 $700,000 \text{円} \div 12 \text{ヶ月} \div 10 \text{年} = 5,833.33 \text{円} \approx 5,900 \text{円}$ です。
(100円未満の端数切り上げ)
なお、返還残額が生じなくなった時点で助成は終了となります。
- 例② 助成金の借入残高が3,888,000円、奨学金の返還年数が20年の場合
助成金の上限額である288万円を12年間かけて支給します。
 $2,880,000 \text{円} \div 12 \text{ヶ月} \div 12 \text{年} = 20,000 \text{円}$ (※月額上限)
- Q.3 就業した年の10月から奨学金の返還が始まります。この場合、助成期間はどのようになるのでしょうか。
- A 10月を助成期間の始期とします。

Q.4 助成期間中に育児休業を取得しました。この場合、助成期間はどのようになるのでしょうか。

A 奨学金の返還期限の猶予が承認された場合に、その猶予期間を上限に助成期間が延長されます。

Q.5 助成期間中に対象事業者との雇用契約が失効しましたが、その後、他の対象事業者が開設する医療機関等で就業することになりました。この場合、引き続き助成金を受けることはできますか。また、助成内容はどうなりますか。

A 新たに支給認定を受ければ助成金が支給されます。同額の助成金が、従前からの残りの助成期間分、支給されます。

例:A 薬局で「月額 20,000 円、助成年数 12 年間」の支給認定を受けて就業し、5 年間分の支給を受けた後で、A 薬局が廃業となった。

その後、対象事業者である B 薬局で新たに就業し、支給認定を受けた場合、新たな助成内容は「月額 20,000 円、助成年数 7 年間」となります。

Q.6 助成期間中に奨学金の全部を繰上償還しました。この場合、助成金の額はいくらになるのでしょうか。

A 奨学金の全部を繰上償還した場合、その年の助成金の額は、支給対象者の認定時の助成月額に 12 を乗じた額となりますが、次年度以降、助成金は支給されません。

Q.7 助成期間中に奨学金の一部を繰上償還しました。この場合、助成金の額はいくらになるのでしょうか。

A 奨学金の一部を繰上償還した場合、その年の助成金の額は、支給対象者の認定時の助成月額に 12 を乗じた額となります。なお、次年度以降の助成金の月額は、繰上償還後の奨学金残額を残りの助成期間月数で除した額（100 円未満の端数切り上げ）または助成月額上限(20,000 円)のいずれか小さい方の額になります。

例) 助成金の支給認定時、借入奨学金の総額が 4,608,000 円であったので、「助成月額 20,000 円・助成期間 12 年間」で支給が開始し、6 年分を受給した時点で、奨学金の繰上償還を行い、奨学金残額が 120 万円となった。

⇒次年度以降の助成金は

$$1,200,000 \text{ 円} \div 12 \text{ ヶ月} \div 6 \text{ 年} = 16,667 \text{ 円} \approx 16,700 \text{ 円}$$

Q.8 既卒者で県外での就業時に奨学金の一部を返還した後、県内に就業し本制度の助成金を受けることになりました。この場合、助成金の額はどうなりますか。

A 支給認定時の借入奨学金残額を基に助成月額を算定します。

3) 助成認定について

Q.1 在學生はいつの時点で助成対象者の認定申請をすれば良いですか。

A 大学生の場合

- ① 6年制課程の場合は、5年生以降に、県が定める応募期間中に認定申請を行います。
- ② 4年制課程の場合は、在学中の認定申請はできません。(4年生課程の履修のみでは薬剤師免許が取得できないため、助成対象者の要件である「薬剤師免許を取得見込みであること」に該当しない)

A 大学院生の場合

- ① 6年制課程に続く博士課程(4年間制)の場合は、博士課程3年生以降に、県が定める応募期間中に認定申請を行います。
- ② 4年制課程に続く修士課程(2年間制)・博士課程(3年間制)の場合は、修士課程1年生以降又は博士課程2年生以降の時点でそれぞれ申請自体は可能ですが、薬剤師免許国家試験の受験が可能となるために必要な単位を取得できる見込みであることが必要です。

Q.2 既卒者はいつの時点で助成対象者の認定申請をすれば良いですか。

A 在學生と同様、県が定める応募期間中に認定申請を行います。

Q.3 在學生ですが、助成対象者の認定申請を行った後、認定が決まるまでの期間中、就職活動を行っても良いですか。

A 就職活動を行っても差し支えありません。ただし、認定決定日より前に県内の医療機関等に採用内定になった場合、助成対象外となりますので、申請は取り下げとなります。

Q.4 在学中の5年生の時に助成認定を受けましたが、卒業後、大学院に進学することになりました。助成認定はどうなりますか。

A 助成認定の有効期間は卒業予定の年の6月末日までですので、それまでに県内の医療機関等に就業しなかった場合、助成認定は取り消しとなります。

4) 支給認定について

Q.1 支給認定とは何ですか。

A 本制度では助成認定を受けただけでは助成金の支給を受けることはできません。支給の要件に合致し、支給認定を受けることではじめて助成金の支給資格を得ることができます。

Q.2 支給認定はいつのタイミングで申請すれば良いですか。

A 対象事業者である医療機関等に薬剤師として正規雇用として就業を始めたときに申請してください。

Q.3 正規雇用からパート勤務に変更になりましたが、支給認定はどうなりますか。

A 支給認定は取り消されます。

- Q.4 助成金の支給を受けながら薬局に勤務していますが、同一法人が営業する県内の他の薬局に異動した場合、支給認定は継続されますか。
- A その薬局が対象事業者として県に登録されていれば、支給認定は継続されます。
- Q.5 助成金の支給を受けながら薬局に勤務していますが、異なる法人が営業する県内の他の薬局に異動した場合、支給認定は継続されますか。
- A その薬局が対象事業者として県に登録されていれば、支給認定は継続されます。
- Q.6 助成金の支給を受けながら医療機関等に勤務していますが、県外の他の医療機関等に異動した場合、支給認定は継続されますか。
- A 自らの責めに帰することができない事由かつ島根県の医療水準の向上を図る目的で、3年以内に県内の対象事業者に就業することが明らかな場合は、支給認定は継続されます。
- ただし、県外の医療機関等に異動している間は、助成金は支給されません。
- Q.7 上記 Q.6 で「自らの責めに帰することができない事由かつ島根県の医療水準の向上を図る目的」とありますが、具体的にはどのようなケースですか。
- A 事業者の指示により、資格や認定を取得するため県外の医療機関等へ研修生として派遣されるケースなどを想定しています。

5) 助成金の交付について

- Q.1 助成金の交付申請はいつ行えば良いですか。
- A 毎年度 10 月 31 日までに行ってください。
- Q.2 交付される金額はどうやって決まりますか。
- A 前年度に 1 年間継続して就業された方は「助成月額×12ヶ月」となります。
- Q.3 年度途中で医療機関等に採用されましたが、助成金額はどのように計算すれば良いですか。
- A 助成月額に、採用された月から翌年 3 月までの月数を乗じた額です。
- Q.4 助成金はいつ口座に振り込まれますか。
- A 毎年度、4 月 15 日までに支給対象者から提出された実績報告書に基づき助成金の額を確定した後、速やかに振り込みます。
- 具体的には、各年度の 5 月末までには前年度の就業実績分に相当する助成金を振り込みます。
- Q.5 実績報告とは何ですか。なぜ必要なのですか。
- A 実績報告とは、対象事業者である医療機関等に就業しており、かつ、奨学金を滞納なく返還したことを確認するためです。その確認ができないと、助成金の額を確定できないことが島根県の規則(補助金等交付規則)に定められています。
- Q.6 雇用主が出捐金を県に納付しない場合、助成金はどうなりますか。
- A 雇用主が出捐金を県に納付しない限り、助成金は支払われません。

2 対象事業者 Q&A

1) 対象事業者の要件について

- Q.1 県外に複数の薬局を開設していますが、対象事業者になれますか。
- A 県外で複数の薬局を開設している事業者は対象事業者になれません。
- Q.2 なぜ薬局開設者については「県内のみで薬局を開設していること」を対象事業者の要件にしているのですか。
- A 島根県内のみで薬局を開設している事業者の場合、薬剤師を県外異動させることがないため、本事業の趣旨である「薬剤師を県内に長期就業させること」を保証できるとの観点から要件としました。
- Q.3 本社が県外にある企業は対象事業者になれないのですか。
- A 本社が県外にあっても、県内のみで薬局を開設していれば対象事業者になります。
- Q.4 採用が内定後の薬学部生に、この事業を利用させるため助成認定申請を提出させても良いですか。
- A 内定後の薬学部生は、本事業の対象外です。
- Q.5 対象事業者の登録を受けるとどんなメリットがありますか。
- A 登録された対象事業者は県のホームページで公開します。

2) 対象事業者の登録について

- Q.1 登録の有効期間が失効したら、再度登録の申込みをする必要がありますか。
- A 登録の失効までに登録を辞退する旨の申し出が無い事業者については、登録の有効期間が毎年1年間ずつ自動更新されますので、再度申込みをする必要はありません。
- ただし、登録を辞退するとき、又は申込み内容の変更があったときはすみやかに届け出て下さい。
- Q.2 登録はいつ申込みが良いですか。
- A 令和3年4月に本事業を開始しますので、それ以降であればいつでも申込みできます。

3) 出捐金について

- Q.1 登録したが、助成対象者の内定に至らなかった場合も出捐しなければならないのですか。
- A 出捐する必要はありません。
- Q.2 助成対象者を採用内定としたが、内定の辞退があった場合も出捐しなければならないのですか。
- A 出捐する必要はありません。

Q.3 出捐金の額はどのように計算して決まりますか。

A 支給対象者の交付申請額の2分の1です。

Q.4 出捐金はいつ、どうやって納めれば良いですか。

A 支給対象者の交付申請書が適当と認められれば、県から対象事業者に出捐の通知を送付しますので、その通知を受けた日から15日以内に、県が発行した納付書(納入通知書)によって納入することになります。

Q.5 出捐金の分割払いや、複数年分をまとめて払うことはできますか。

A できません。

Q.6 採用した助成対象者が退職した場合、出捐金はどうなりますか。

A 出捐金の全部又は一部を対象事業者に返還することがあります。

4) 雇用後の手続きについて

Q.1 県内で複数の薬局を開設していますが、採用した助成対象者を自らが開設する他の薬局に転勤させた場合、助成金はどうなりますか。

A 対象事業者の薬局間で転勤する場合、その薬局が県の登録を受けた薬局であれば助成金は支払われます。

Q.2 自らが開設する薬局の他に、グループ企業が開設する薬局が県内にありますが、採用した助成対象者をそれらのグループ薬局に転勤させた場合、助成金はどうなりますか。

A その薬局が登録を受けた薬局であれば、助成金は支払われます。

Q.3 薬局の店舗を新築移転することになりました。助成対象者への助成金はどうなりますか。

A 移転後の薬局が県内にあり、対象事業者が開設する薬局である限り、助成金は支払われます。

Q.4 出捐金の納入後、何か企業が行わなければならないことはありますか。

A 支給対象者が提出する実績報告書に、支給対象者の就業状況を証明する必要があります。